

## 公文書等の管理に関する法律に基づく独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける法人文書ファイル管理簿の閲覧場所について

公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 17 条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 11 条第 3 項の事務所の場所は次のとおりです。

埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1    さいたま新都心合同庁舎検査棟  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター総務部総務課内

東京都小平市鈴木町二丁目 7 7 2 番地    独立行政法人農林水産消費安全技術センター総務部小平総務分室内

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目 5 7 番地    横浜第 2 合同庁舎    独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部横浜事務所業務管理課内

北海道札幌市北区北十条西四丁目 1 番地 1 3    道新北ビル    独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター業務管理課内

宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目 3 番 1 5 号    仙台第 3 合同庁舎    独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター業務管理課内

愛知県名古屋市中区三の丸一丁目 2 番 2 号    名古屋農林総合庁舎 2 号館    独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター業務管理課内

兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目 3 番 7    独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター業務管理課内

福岡県福岡市東区千早三丁目 1 1 番 1 5 号    独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター業務管理課内